

令和8年第2回土幌町議会臨時会

令和8年3月26日（木曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 会期の決定
- 日程番号3 諸般の報告
- 日程番号4 所信表明
- 日程番号5 行政報告
- 日程番号6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程番号7 議案第1号 副町長の選任について
- 日程番号8 議案第2号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号9 議案第3号 土幌町火葬場条例の一部を改正する条例案
- 日程番号10 議案第4号 令和7年度土幌町一般会計補正予算（第16号）
- 日程番号11 議案第5号 令和7年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）

○出席議員（11名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 中村 貢 | 2番 森本 真隆 | 3番 山中 明裕 | 6番 牧野 圭司 |
| 7番 大西 米明 | 8番 西山 伸宏 | 9番 伊藤 健蔵 | 10番 成田 哲也 |
| 11番 曾我 弘美 | 12番 秋間 紘一 | 13番 河口 和吉 | |

○欠席議員（1名）

- 5番 矢坂 賢哉

○地方自治法121条の規定による説明のための出席者

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 町長 | 高木 康弘 | 教育長 | 土屋 仁志 |
|----|-------|-----|-------|

○町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|-------------|-------|--------|--------|
| 副町長 | 亀野 倫生 | 総務課長 | 西野 孝典 |
| 地域戦略課長 | 小野寺 務 | 会計管理者 | 三野宮智恵子 |
| 町民課長 | 角田 淳二 | 保健福祉課長 | 佐藤 慶岩 |
| 産業振興課長 | 吉川 和美 | 建設課長 | 上山 英樹 |
| 建設課道路維持担当課長 | 若原 裕 | 病院事務長 | 増田 達也 |
| 特養施設長 | 福田 剛大 | 幼児教育課長 | 郷原 敏宏 |
| 消防課長 | 仙石 讓 | | |

○教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	杉山みちる

○農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	藤内 和三	係長	戸水 祐也
------	-------	----	-------

(開会 午前10時00分)

○河口議長

ただいまの出席議員は11名であります。

なお、5番、矢坂議員より欠席届が提出されていますので報告します。

定足数に達していますので、令和8年第2回土幌町議会臨時会を開会します。

○河口議長

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○河口議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、山中明裕議員及び6番、牧野圭司議員を指名します。

○河口議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

○河口議長

日程第3、諸般の報告を行います。

十勝圏複合事務組合議会等に関する報告及びとちかち広域消防事務組合議会等に関する報告はお手元に配付の通りです。

なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控え室に配置していますの

で、随時閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

○河口議長

日程第4、所信表明。

町長から所信表明の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。

○高木町長

本日ここに、令和8年第2回土幌町議会臨時会の開会にあたり、私の2期目の町政に取り組む基本姿勢並びに所信を述べさせていただく機会をいただきましたことに対し、町議会議長をはじめ、議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

私は、このたびの町長選挙において、町民の皆様よりご支持をいただき、今後4年間の町政を担うことになりました。私に課せられた使命と責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

私が町長に就任してから4年が経過し、地方を取り巻く状況は加速する人口減少や長引く物価高騰はもとより、地球規模の気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、ヒグマをはじめとする野生鳥獣とのあつれきの高まりといった、様々な課題やリスクが、私たちの暮らしや経済活動に大きな影響をおよぼしています。

こうした変化の激しい時代にあっても、私たちは、その変化にしっかりと対応し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

今まさに、土幌町がさらなる高みへと踏み出すときであり、すべての町民がいきいきと暮らせる土幌町をつくっていく決意であります。

それでは、はじめに、私の町政運営の基本姿勢について申し上げます。

1つ目は「公正・公平・現場第一主義」であります。

まちづくりを進める上では、多様な価値観や意見と向き合わなければなりません。無投票での再選でもあり、少数意見を含めて謙虚に傾聴し、現場に足を運び、じっくりと町民の声を聞き、公正・公平を第一に、課題の解決にあたる所存であります。

2つ目は「人に環境にやさしい町政」であります。

土幌町は自然環境にも恵まれた豊かな農村であります。これらの資源と価値を活用し、子育て世代をはじめ、幅広い世代にとって日常生活が活気と思いやりに満ち、末永く住み続けたいまちを目指して参ります。

3つ目は「持続可能な行財政運営とまちづくり」であります。

この活力ある土幌町を更に輝かせていくには、人口減少にあっても将来を見据え、効果的・効率的な行財政運営を行っていく必要があります。限られた財源の中で、施策を選択しながら、持続可能な行財政運営の実現を目指し、未来・次代の子どもたちにつないでまいります。

私の町政の推進にあたっては、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和8年第1回定例会で議決をいただきました第7期まちづくり総合計画の推進方針を踏まえながら、「チームしほろ“農村ユートピア”2世紀へ・2ndステージ」未来・次代の子どもたち

につなぐ4つの約束について述べさせていただきます。

1つ目は、地域産業の振興で豊かな土幌づくりです。

土幌町の基幹産業はまぎれもなく農業であります。十勝一の農業生産を環境に負荷をかけずに持続可能な仕組みでさらに発展させなければなりません。これまでの取り組みに加え、次世代スマート農業の推進によるさらなる高収益と持続可能な農業を目指してまいります。

あわせて、土幌産の食の魅力発信と「稼ぐ力」を高める競争力強化を図ってまいります。

次に、商工業は地域の生活を支える大変重要な業種であります。商工業活性化推進事業をはじめとする事業継続の下支え、創業・起業の支援、商店街の賑わい創出を図って参ります。

地域産業を持続発展させるためには、農業、商工業ともに担い手の確保・育成が必要です。しほろ農業塾を始め関係機関と連携しながら、後継者、担い手の確保・育成の支援に努めてまいります。

2つ目は、誰もが住み続けたい・住んでみたい土幌づくりです。

本町における高齢者の人口割合は増加を続けており、令和6年度末で35.6%に達しています。買い物や通院の足の確保が大きな課題となっています。昨年より検討を開始した予約型乗り合い交通により、町内全域での生活の足を確保してまいります。

高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、できる限り土幌町内で介護サービスが完結できるよう、福祉村の深化を図ってまいります。

次に、信頼される国保病院づくりと特別養護老人ホームの経営改善であります。国保病院は、町内唯一の医療機関としての機能・規模を維持しつつ、常勤医の定着と確保を図りながら経営改善を図ってまいります。特別養護老人ホームは選ばれる施設となるよう、信頼回復と経営改善に努めて参ります。

また、民間・法人事業所を含め福祉・介護人材の確保を支援してまいります。

次に、自主防災組織の育成と活動支援についてであります。本町の自主防災組織は19地域、世帯カバー率は55%であります。全ての地域で自主防災組織が立ち上がるよう取り組みを進めるとともに、その活動を支援してまいります。

更に、防災対策の強化による安心・安全な土幌づくりに努めてまいります。

3つ目は、未来を担う・地域を育む土幌づくりです。

本町で結婚し生活を送ることを希望する人たちが増えるよう、結婚につながる出会いの場を創出します。

出産・子育ての支援については、一昨年オープンした「こども家庭センター・よすが」による切れ目のないサポートを行ってまいります。

未来を拓く児童・生徒を育むため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、町独自の低学年少人数学級編成、小中学校給食費無償化などを継続し、教育環境の充実に努めてまいります。

次に、この程完成した認定こども園、こども発達相談センターを子育て支援の拠点施設とし、第一子目からの保育料無償化を行います。更に学童保育料の無償化、高校生の通学

・下宿費の一部助成など、子育ての経済的負担軽減と移住・定住促進につなげてまいります。

4つ目は町民みんなで持続可能な土幌づくりです。

まちづくり懇談会、ユートピアメールに加え、4年前に開始した「しほろみらいトーク」により様々なグループからのご意見をお聞きしながら対話を深めるとともに、多様な SNS による積極的な情報発信により土幌町の PR に努めてまいります。

マイナンバーカードや書かない窓口などデジタル化による町民サービスの一層の向上に努めてまいります。

次に、脱炭素・ゼロカーボン土幌の着実な取り組みについてです。2030年、2050年の温室効果ガス削減目標に向け、国の補助事業を最大限に活用しながら町内の事業者、住民との連携・協働により再生可能エネルギー設備、省エネ設備の導入を進めてまいります。

持続可能なまちづくりの推進には、健全な財政運営をしていくことが基本であります。第8期行政改革推進大綱の着実な実施と人口減少時代に対応した役場組織づくりをあわせて進めて参ります。

最後に、これらの新たな施策を実現するためには、自主財源が必要であります。その自主財源の一端を担っている本町のふるさと納税は、返礼品を準備いただいている JA 土幌町をはじめとする各事業者のご協力により、令和6年度で5億円、今年度も5億円超を達成する見込みとなっております。更なる寄付額の増加による地域高循環と新たな土幌ファンの増加を目指してまいります。

以上、2期目の町政に臨む私の基本姿勢と「チームしほろ“農村ユートピア”2世紀へ・2ndステージ」未来・次代の子どもたちにつなぐ4つの約束について述べさせていただきました。

土幌町が持つ十勝一の農業生産、関連産業などの独自の強みを最大限活かし、「チームしほろ」として挑戦し続けることで、土幌町の未来を切り拓き「真に豊かな農村しほろ」を更なる高みへと前進させていけるものと考えております。

次の100年・2世紀に向け、自信を持って未来・次代の子どもたちにつないでいくため、長期的な視点に立ち、自らがリーダーとして真摯に全力を尽くして町政運営・舵取りを行っていく覚悟であります。

町民の皆さま、町議会議員の皆さまのご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます、2期目にあたっての所信表明といたします。

○河口議長

これで所信表明を終わります。

日程第5、行政報告。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長登壇願います。

○高木町長

令和8年第2回臨時町議会の開会にあたり、昨年11月に職員が逮捕された件について、その後の経過をご報告申し上げます。

昨年11月26日に、特別養護老人ホームの介護職員が詐欺容疑で高知県警に逮捕され、12月5日に高知地方検察庁より起訴されました。

本年2月10日に、高知地方裁判所にて第1回公判が開かれ、当該職員は、一昨年6月に国税電子申告・納税システムを使用した詐欺に関与したとする公訴事実を認め、2月27日の判決では、懲役2年6月・執行猶予4年の有罪判決が言い渡され、3月14日に判決が確定したため、地方公務員法の規定に基づき失職となりました。

町の信頼を損ねるこの様な不祥事が発生したことは誠に遺憾であり、議会そして町民の皆様へ深くお詫びを申し上げます。

また、町としてより重く受け止めながら、任命権者及び管理監督者として私自身や副町長の責任も明らかにするべく、減給の自己罰を科すための条例改正案を本臨時会に上程させていただきます。

今後二度とこの様なことが起こることのないよう「土幌町職員不祥事防止行動指針」や「土幌町職員のコンプライアンス行動指針」に則り、今一度、法令遵守、服務規律の徹底、公正な職務執行を図り、職員一丸となって再発防止に取り組むことで、町民の信頼回復に努めて参りたいと存じます。

改めまして、職員が詐欺に関わる事件を起こし、町民の信頼を損ねる事態となったことに対しまして、深くお詫びを申し上げ、ご報告とさせていただきます。

誠に申し訳ありませんでした。

○河口議長

これで行政報告を終わります。

日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。総務課長。

○西野総務課長

総務課長西野よりご説明申し上げます。

承認第1号「令和7年度土幌町一般会計補正予算（第15号）」について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月10日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ399万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億3,830万9,000円に改めたものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、担い手農業者の農業用機械導入に係る補助事業の採択に伴い、所要の費用について専決処分を行ったもので、6款1項3目農業振興費において、18節負担金補助及び交付金に地域農業構造転換支援事業補助金399万9,000円を追加し、特定財源として同補助金を同額充当するものでございます。

4ページの歳入につきましては、歳出の特定財源で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、原案の通り承認いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○河口議長

日程第7、議案第1号「副町長の選任について」を議題とします。

亀野副町長より退席の申し出がありましたので、退席を許可します。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

○河口議長

休憩を解き、会議を再開します。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。町長。

○高木町長

議案第1号は人事案件で「副町長の選任について」であります。

地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

現副町長の亀野倫生氏が本年3月31日で任期を迎えるわけでありまして、引き続き亀野倫生氏を選任したく議案の通り提案させていただきます。

なお任期につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間です。

ご審議の上、同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○河口議長

説明が終わりましたので質疑討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

亀野副町長、議場にお戻りください。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○河口議長

休憩を解き、会議を再開します。

日程第8、議案第2号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。町長。

○高木町長

議案第2号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」について説明いたします。

本日の行政報告で申し上げましたように、町職員が詐欺事件に関与し、有罪判決が言い渡され、失職となったところでありますが、町民の信頼を損ねる事態となり、任命責任者及び管理監督者として、私と副町長の責任を果たすべく、減給の自己罰を科すため土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

提案内容についてご説明いたします。

条例の付則に第14項を加えまして、本年4月の1か月間に限り、町長の給与月額を20%、副町長の給与月額を10%減額するものであります。

議会並びに町民の皆様に対し、深くお詫びを申し上げたいと存じます。

ご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますようお願いを申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○河口議長

日程第9、議案第3号「土幌町火葬場条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第3号「土幌町火葬場条例の一部を改正する条例案」について説明をいたします。

議案書の4ページをご覧ください。

なお要旨及び新旧対照表は、説明資料の1ページから2ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。

本施設においては、故人と生前の姿でお別れする最後の場所であり、現在においては、ご遺体を火葬に付きなければならないことから、すべての町民がいずれ等しく使用する、施設であることに加え、現在十勝管内において、11市町村が住民基本台帳に記録されている者については、施設使用料が無料である状況に鑑みまして、生前町の発展に寄与されたことへの感謝も含め、第4条を改め、町民の使用料を無料とするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、町民以外の方の使用にあたっては、従前同様の取り扱いといたします。

次に付則であります。この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上議案第3号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○河口議長

日程第 10、議案第 4 号「令和 7 年度士幌町一般会計補正予算（第 16 号）」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。総務課長。

○西野総務課長

総務課長西野よりご説明申し上げます。

議案第 4 号「令和 7 年度士幌町一般会計補正予算（第 16 号）」ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,207 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 142 億 5,038 万 5,000 円に改めようとするものです。

繰越明許費の補正は第 2 表、繰越明許費補正によるものとし、地方債の補正は第 3 表、地方債補正によるものとしたします。

それでは歳出からご説明いたしますので 8 ページをお開き願います。

2 款 1 項 6 目企画費では、特定財源におきまして移住定住促進事業に係る北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金の額確定に伴う財源補正で、次の 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費では、特定財源におきまして国の戸籍情報連携システム改修補助金の額確定に伴う財源補正となり、次の 6 款 2 項 1 目林業振興費では、緊急銃猟の実施体制整備に係る道のヒグマ対策事業補助金の採択に伴う財源補正でございます。

9 ページに移りまして、10 款 2 項 1 目、小学校費の学校管理費では、国の令和 7 年度補正予算で措置されました、学校施設環境改善交付金を活用し、町内小学校における屋内運動場の断熱性確保及び特別教室の空調設備の整備にかかる費用として、14 節工事請負費に、学校施設設備改修工事 4,067 万 6,000 円を追加し、特定財源として国の交付金 1,794 万 9,000 円、町債 2,270 万円をそれぞれ充当するもので、次の 3 項 1 目、中学校費の学校管理費も同様に、国の交付金を活用し、中央中学校の屋内運動場の断熱性確保、特別教室の空調設備の整備及びボイラー更新にかかる費用として、14 節工事請負費に、学校施設設備改修工事 4,194 万 9,000 円を追加し、特定財源として国の交付金 1,674 万 4,000 円、町債 2,520 万円をそれぞれ充当するものでございます。

次に、4 項 3 目高等学校費の農場管理費では、国の補助金を活用し、実践的学習活動に必要なトラクターなどの農業用機械の整備に要する費用として、17 節備品購入費の機械器具購入費に 2,945 万 1,000 円を追加し、特定財源として国の担い手育成確保等対策事業補助金 1,472 万 5,000 円を充当するものでございます。

次に歳入についてご説明いたしますので 7 ページをお開き願います。

一般財源のみご説明いたします。

7 ページの一番上の 10 款 1 項 1 目地方交付税の普通交付税に 1,043 万 2,000 円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、4 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費補正ですが、今回の補正予算に計上しました、町内小中学校の施設

設備整備など、年度内に完了することが困難な事業について追加するもので、記載の6事業を合わせまして、1億1,207万6,000円を翌年度へ繰り越し事業を実施するため、繰越明許費の追加設定をするものでございます。

次に5ページをご覧ください。

第3表、地方債補正は、町内小中学校における施設設備整備にかかり、学校教育施設等整備事業債について、それぞれ記載の通り追加するものでございます。

なお最終ページの10ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○河口議長

日程第11、議案第5号「令和7年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。町民課長。

○角田町民課長

町民課長角田より、議案第5号「令和7年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第5号)」についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,015万1,000円に改めようとするものであります。

それでは歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料等負担金の実績見込みにより、18節負担金補助及び交付金に広域連合への納付金200万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

歳入につきましては、ただいまご説明いたしました広域連合への納付金に充てる財源として、1款1項1目特別徴収保険料118万円、2目普通徴収保険料82万円、合わせて200万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○河口議長

以上で本臨時会に付議された事件は全て終了しました。

令和8年第2回土幌町議会臨時会を閉会します。

(閉会 午前10時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員